

職 業 安 定 局 関 係

職業安定局所管の分科会等における審議状況

(平成 26 年 8 月 29 日以降)

○ 若者の雇用対策の充実等の検討【別紙 1】

与党からの提言や「日本再興戦略」改訂 2014」を受けて、若者の雇用対策について、雇用対策基本問題部会において平成 26 年 9 月 17 日より検討が開始された。同部会において取りまとめられた報告を受け、平成 27 年 1 月 23 日に「労働政策審議会建議」がなされたことを踏まえて、青少年の雇用の促進等を図り、能力を有効に発揮できる環境を整備することを内容とする「勤労者青少年福祉法等の一部を改正する法律案要綱」が、厚生労働大臣より 2 月 27 日に諮問された。

同日開催された第 103 回職業安定分科会及び第 88 回職業能力開発分科会において「おおむね妥当」との結論に至り、答申がなされた。

これに基づき、改正法律案については第 189 回通常国会へ 3 月 17 日に提出された。

○ 介護雇用管理改善等計画の改正案の検討【別紙 2】

介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関し重要な事項を定めた「介護雇用管理改善等計画」の計画期間が平成 26 年度末で終了することに伴い、「介護雇用管理改善等計画の全部改正案」が、厚生労働大臣より平成 27 年 3 月 6 日に諮問された。

3 月 18 日に開催された第 64 回雇用対策基本問題部会において、「おおむね妥当」との結論に至り、4 月 13 日に答申がなされた。

これに基づき、計画については、5 月中旬に告示される予定である。

○ 障害者雇用対策の検討【別紙 3】

第 183 回通常国会において成立した「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」を受けて、すべての事業主を対象に、募集や採用に関して障害者であることを理由に差別を禁止すること等を内容とする「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針案」(障害者差別禁止指針)が、また、すべての事業主を対象に、募集・採用時や採用後において、障害者に一定の配慮を求めること等を内容とする「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針案」(合理的配慮指針)が厚

生労働大臣より平成 27 年 3 月 2 日に諮問された。

同日に開催された第 67 回労働政策審議会障害者雇用分科会において、「妥当」との結論に至り、答申がなされた。

これに基づき、両指針については 3 月 25 日に公布されたところであり、今後平成 28 年 4 月 1 日に施行される予定である。

また、在宅就業障害者特例調整金等の算定の見直しを内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱」が厚生労働大臣より平成 27 年 3 月 2 日に諮問された。

同日に開催された第 67 回労働政策審議会障害者雇用分科会において、「妥当」との結論に至り、答申がなされた。

これに基づき、政令については、平成 27 年 4 月 1 日に施行された。

○ 2014 年度の年度目標に係る中間評価について【別紙 4】

2014 年度の年度目標に係る中間評価について、平成 27 年 3 月 27 日に開催された第 104 回職業安定分科会及び 3 月 30 日に開催された第 68 回障害者雇用分科会において審議した。今後は委員からのご意見を踏まえ、内容が確定し次第、公表する。

○ その他

各種助成金の見直しについては、主なものとしては、平成 27 年 3 月 27 日に開催された第 104 回職業安定分科会及び 4 月 6 日から 9 日にかけて持ち回り開催された第 105 回職業安定分科会において、「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」等について「おおむね妥当」との結論に至り、3 月 27 日及び 4 月 9 日に答申がなされたほか、3 月 30 日に開催された第 68 回障害者雇用分科会において、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、「妥当」との結論に至り、同日答申がなされ、これらに基づく省令等については 4 月 1 日及び 4 月 10 日に施行された。

【参考】 分科会等開催実績

- ・ 職業安定分科会 1/23、2/27、3/27、4/6～4/9（持ち回り開催）
- ・ 職業安定分科会雇用対策基本問題部会 9/17、10/3、10/17、11/14、12/5、1/9、1/16、1/23、2/27、3/6、3/18
- ・ 職業安定分科会雇用保険部会 12/15
- ・ 職業安定分科会労働力需給制度部会 9/25、10/29、11/26、12/25、1/28、2/25、3/26、4/24
- ・ 障害者雇用分科会 9/11、10/23、11/18、12/15、3/2、3/30

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案 (「青少年の雇用の促進等に関する法律」)

(別紙1)

適切な職業選択の支援に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置等を総合的に講ずることにより、青少年の雇用の促進等を図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、関係法律についての所要の整備等を行う。

1. 円滑な就職実現等に向けた取組の促進（勤労青少年福祉法等の一部改正）

(1) 関係者の責務の明確化等

国、地方公共団体、事業主等の関係者の責務を明確化するとともに、関係者相互に連携を図ることとする。

(2) 適職選択のための取組促進

① 職場情報については、新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、(i)幅広い情報提供を努力義務化、(ii)応募者等から求めがあった場合は、3類型ごとに1つ以上の情報提供を義務化。

▶ 提供する情報：(ア) 募集・採用に関する状況、(イ) 労働時間等に関する状況、(ウ) 職業能力の開発・向上に関する状況

② ハローワークは、一定の労働関係法令違反の求人者について、新卒者の求人申込みを受理しないことができることとする。

▶ ハローワークは求人申込みをすべて受理しなければならないこととする職業安定法の特例

③ 青少年に係る雇用管理の状況が優良な中小企業について、厚生労働大臣による新たな認定制度を設ける。

(3) 職業能力の開発・向上及び自立の促進

① 国は、地方公共団体等と連携し、青少年に対し、ジョブカード(職務経歴等記録書)の活用や職業訓練等の措置を講ずる。

② 国は、いわゆるニート等の青少年に対し、特性に応じた相談機会の提供、職業生活における自立支援のための施設(地域若者サポートステーション)の整備等の必要な措置を講ずる。

(4) その他

① 勤労青少年福祉法の題名を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改める。

② ハローワークが学校と連携して職業指導等を行う対象として、「中退者」を位置付ける。(職業安定法改正)

2. 職業能力の開発・向上の支援（職業能力開発促進法の一部改正）

(1) ジョブカード（職務経歴等記録書）の普及・促進

国は、職務の経歴、職業能力等を明らかにする書面の様式を定め、その普及に努める。

(2) キャリアコンサルタントの登録制の創設

キャリアコンサルタントを登録制とし、名称独占・守秘義務を規定する。

(3) 対人サービス分野等を対象にした技能検定制度の整備

技能検定の実技試験について、厚生労働省令で定めるところにより検定職種ごと、実践的な能力評価の実施方法を規定する。

【施行期日】平成27年10月1日(ただし、1.(2)①及び②は平成28年3月1日、1.(3)②、2.(2)及び(3)は平成28年4月1日)

介護雇用管理改善等計画の全部改正案について(概要) (別紙2)

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成4年法律第63号)第6条において「厚生労働大臣は、介護労働者の福祉増進を図るため、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関し重要な事項を定め、計画を策定するものとする」と規定されていることに基づく計画

<主な内容>

第1 計画の基本的考え方

計画策定の目的:介護労働者が生き生きとやりがいをもって働くことのできる魅力ある職場づくりを力強く支援

計 画 期 間:平成27年度～平成32年度(実施状況を審議会に報告)

第2 介護労働者の雇用の動向

雇用の動向

①介護職員数、②過不足状況、③公共職業安定所における職業紹介状況、④就業形態等、⑤賃金、⑥採用・離職等の状況、⑦仕事の満足度、⑧仕事の悩み・不安・不満

第3 計画の目標

1. 一層の職場定着を図る
 - 介護職員の離職率 全産業との乖離をできる限り縮小
2. 相談業務の成果を出す
 - 介護労働安定センターが相談訪問を行った事業所の離職率 14.0%以下
 - 小規模事業所・開設間もない事業所への相談訪問割合 全相談訪問件数の50%以上
3. 能力開発業務の成果を出す
 - 介護労働講習修了後3か月時点の就職率 継続的に85%以上
4. 雇用管理責任者の選任を促す
 - 雇用管理責任者を選任した事業所の割合 全事業所の50%以上
 - 雇用管理責任者講習の受講を契機として雇用管理責任者を選任した事業所の割合 受講者の所属事業所の80%以上
5. 教育・研修計画の立案を促す
 - 教育・研修計画を立てている事業所の割合 60%以上
6. 仕事と生活の調和
 - 政府全体で有給休暇取得率の目標 70%以上

第4 施策の基本となるべき事項

1. 雇用管理の改善

- 雇用管理の改善のための相談、援助の実施
介護労働安定センターによる事業主からの多種多様な相談にきめ細かく対応
- 雇用管理の改善を支援する助成金等の活用促進
雇用管理制度の導入、実施や介護労働者の負担軽減を図るための介護福祉機器導入等の実施に対する助成
- 雇用管理責任者講習の実施
雇用管理全般に関する知識やノウハウを取得するための、雇用管理責任者講習を行うとともに、雇用管理責任者の選任を一層促進する効な方策について検討を行う
- 自己チェック機会の提供
地方公共団体は、「自己チェックリスト」を事業主へ提供するとともに、事業主から自発的に地方公共団体に提出された場合は、介護労働安定センターへ繋ぐ仕組みを構築する
- 公共職業安定所と介護労働安定センターとの連携強化 等
- 職業能力の開発及び向上
- 介護労働安定センター等による介護労働者の能力開発
介護労働安定センターによる介護労働講習の実施や、国による離職者等に対する公的職業訓練の実施
- 能力開発に関する相談援助
介護労働安定センターによる、キャリア形成に関する相談援助や研修計画の作成支援等の相談援助
- 能力開発・キャリアアップを支援する助成金等の活用促進 等

第5 その他介護労働者の人材確保や福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

- 人材確保
公共職業安定所は求職者に対する詳細情報(経営理念、キャリアパス等)を収集し、近隣の賃金水準等の最新情報とともに提供する
- 処遇の改善
介護報酬改定において介護職員処遇改善加算の拡充に充てるため
の改定率を確保し、介護職員の処遇改善につなげる 等

「障害者差別禁止指針」「合理的配慮指針」について（別紙3）

- 平成19年に我が国が署名した「障害者権利条約」の批准に向けた法整備の一つとして、平成25年6月に障害者雇用促進法を一部改正。
- 雇用分野における障害者の差別禁止、合理的配慮の提供について、すべての事業主に法的に義務付け。【平成28年4月より施行】
- 必要があるとき、厚生労働大臣から事業主に対し、助言、指導又は勧告を実施。

【障害者差別禁止指針】（平成27年3月策定）

- すべての事業主に対して、障害者であることを理由とする差別を禁止。
- 募集・採用、賃金、配置、昇進、降格、教育訓練などの項目で差別の禁止を規定。
- 積極的差別是正措置や障害者を有利に取り扱うこと、合理的配慮の措置を行うこと、合理的配慮を提供した上で労働能力などを適正に評価した結果、異なる取扱いを行うことなどは、差別に当たらない。

例 募集・採用	○ 障害者であることを理由として、障害者を募集又は採用の対象から排除すること。 ○ 募集又は採用に当たって、障害者に対してのみ不利な条件を付すこと。 ○ 採用の基準を満たす者の中から障害者でない者を優先して採用すること。
---------	--

【合理的配慮指針】（平成27年3月策定）

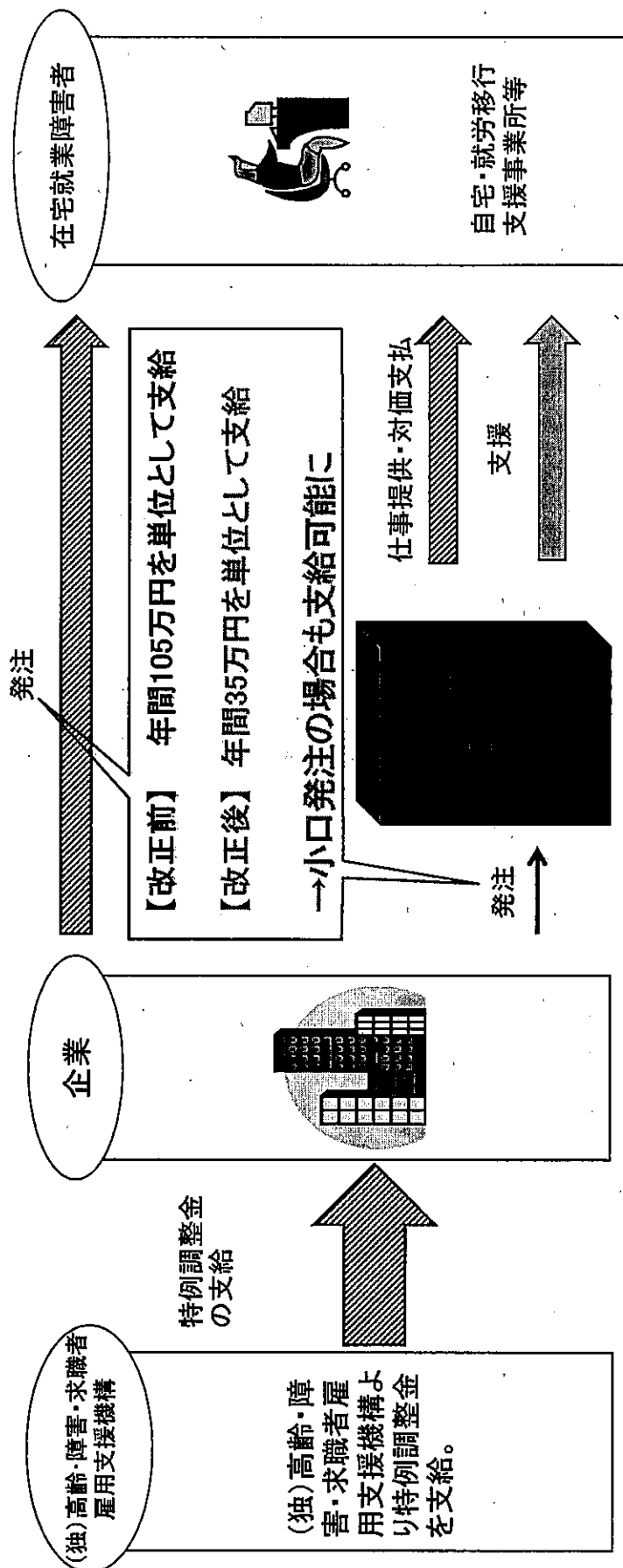
- すべての事業主に対して、合理的配慮の提供を義務付け。
- 合理的配慮は、個々の事情を有する障害者と事業主との相互理解の中で提供されるべき性質のもの。
- 具体的な措置について、一定の手続の下、事業主と障害者が話し合う。事業主は相談体制を整備する。

例 募集・採用時	○ 募集内容について、音声等で提供すること。（視覚障害） ○ 面接を筆談等により行うこと。（聴覚・言語障害） など
例 採用後	○ 机の高さを調節すること等作業を可能にする工夫を行うこと。（肢体不自由） ○ 本人の習熟度に応じて業務量を徐々に増やしていくこと。（知的障害） ○ 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。（精神障害ほか） など

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正について

改正の概要

○ 改正前においては、特例調整金等の支給要件として年間105万円以上の発注が必要とされているところ、年間35万円以上の発注で特例調整金等の支給対象となるよう特例調整金等の支給要件を緩和する改正を行い、在宅就業障害者への企業の発注を促進することを旨とする。



23団体
(平成27年1月現在)

※ 在宅就業障害者の就業機会の確保・提供のほか、職業講習、就職支援等の援助を実施するための登録を受けた団体。

2014 年度 職業安定分科会における年度目標の中間評価について（案）

2014 年度の目標として職業安定分科会において設定した年度目標について、当該分科会が実施した中間的な評価の結果は、概ね以下のとおりである。

※ 中間評価は概ね 2014 年 4 月～10 月の数値に基づいて行った。

1. ハローワークにおける職業紹介等

「雇用保険受給者の早期再就職者割合」については 2014 年 10 月時点で、「就職支援プログラム事業の就職率」については 2014 年 9 月時点でそれぞれ 2014 年度の目標の水準を上回っている。

また、「就職支援プログラム事業の開始件数」については、目標達成した前年度の同期の進捗度合いを上回っており、目標の達成に向けて順調に推移している。

加えて、「正社員求人数」、「マザーズハローワーク事業の重点支援対象者数」については、目標達成した前年度同期と同程度の進捗度合いであることから、この水準で推移すれば目標の水準となることが期待できる。

一方、「就職率」については、前年度の同期を上回っているが、年度目標を達成すべき水準を下回って推移しているほか、「求人充足率」については、前年度の同期と比べ新規求人数が増加していることなどを背景に 2014 年度の目標値を下回っていることから、目標達成に向けて、求職者の状況等に応じたきめ細かな就職支援、未充足求人に対するフォローアップなどの更なる徹底に取り組む必要がある。また、「マザーズハローワーク事業の重点支援対象者就職率」については、2014 年度の目標に近い水準で推移しているものの、目標達成のためこれまで以上に積極的かつきめ細かい就職支援に取り組む必要がある。

今後も目標を達成するためにハローワークにおいて、個々の求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援を行うとともに、求人充足を図るための積極的・能動的マッチングの推進など求人者サービスの充実に向けた取組を行う必要がある。

「求職者支援制度による職業訓練の就職率」については、2014 年度から雇用保険が適用される就職に見直したところ。2014 年度に開講し、2014 年 7 月末までに修了した訓練コースの修了 3 か月後の実績は、基礎コース、実践コース共に目標値の水準をやや下回っているものの、年度当初に開講した一部コースの値であり、目標達成に向けて就職支援をより一層強化していくことで、目標の水準となることが期待できる。

2. 失業なき労働移動の促進

「労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）の対象となった者のうち早期再就職を果たした者の割合」については、2014年3月の拡充により、45歳以上については従来離職後5か月以内に再就職した者だった支給対象を離職後9か月以内に再就職した者とする事となり、この期間を経た後に支給申請を行うこととなるため、10月末現在ではまだ評価を行うことが出来ない。

なお、「日本再興戦略」改訂2014においても、「失業なき労働移動の実現」が求められており、引き続き労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）の活用促進を図るとともに対象者の早期再就職実現に努める必要がある。

「産業雇用安定センターによる出向・移籍の成立率」については、2014年10月末現在で2014年度の目標を上回っており、目標を達成するために、引き続き出向等支援協力員によるきめ細かなアドバイスやカウンセリング等の実施、人材の受け入れ情報の収集等に積極的に取り組む。

なお、「日本再興戦略」改訂2014においても、「失業なき労働移動の実現」が求められており、引き続きより一層スムーズな出向・移籍を目指す必要がある。

3. 若者の就労促進

「ハローワークの職業紹介により正規雇用に結びついたフリーター等の数」については、2014年9月末現在、目標を達成した前年度の同期の進捗度合いを上回っており、目標達成に向けて順調に推移している。

「学卒ジョブサポーターによる支援」については、正社員就職者数は、2014年10月末現在、目標を達成した前年度の同期と同程度の進捗度合いであり、目標達成に向け順調に推移している。

「新卒応援ハローワーク」における正社員就職者数は2014年10月末現在、目標を達成した前年度の同期の進捗度合いを上回っており、目標達成に向けて順調に推移している。

目標を達成するために、引き続きわかものハローワーク等の支援拠点における個別支援の徹底や、関係省庁の連携等による未内定者の就職支援に取り組む必要がある。

4. 高齢者の就労促進

「高年齢者総合相談窓口でのチーム支援による就職率」については、2014年10月末現在で2014年度の目標を上回っており、目標達成に向けて順調に推移している。今後も目標を下回ることのないよう、就労支援に積極的に取り組

む必要がある。

「シルバー人材センターにおける契約受注件数」については、目標を達成した前年同期の進捗度合いを上回っており、例年の年度後半実績の推移も考慮すると、目標達成に向けて順調に推移している。今後も目標を達成するために、シルバー人材センターにおける積極的な就業開拓を推進し、高齢者の就業機会の確保・提供に取り組む必要がある。

2014年度中間評価

評価シート

1. ハローワークにおける職業紹介等

項目	2011年度 実績	2012年度 実績	2013年度 実績	2014年度 目標	2011年度 実績 (4～10月)	2012年度 実績 (4～10月)	2013年度 実績 (4～10月)	2014年度 実績 (4～10月)
① 就職率 (※1)	27.1%	29.0%	30.6%	32.0%以上	26.5%	29.4%	30.3%	31.0%
② 求人充足率 (※2)	27.0%	24.3%	22.2%	22.0%以上	29.0%	25.8%	23.6%	21.5%
③ 正社員求人数	3,419,831 人	3,724,551 人	3,963,371 人	4,121,906 人以上	1,946,674 人	2,178,239 人	2,307,305 人	2,438,235 人
④ マザーズハ ローワーク 事業（重点 支援対象者 数）	53,645 人	57,470 人	62,720 人	70,000 人 以上	27,224 人 (4～9月)	29,695 人 (4～9月)	32,518 人 (4～9月)	37,112 人 (4～9月)
⑤ マザーズハ ローワーク 事業（重点 支援対象者 の就職率）	89.2%	86.1%	87.6%	87.5%以上	88.7% (4～9月)	86.1% (4～9月)	86.6% (4～9月)	86.5% (4～9月)
⑥ 雇用保険受 給者の早期 再就職割合 (※3)	25.8%	27.7%	31.1%	30.0%以上	23.8%	28.1%	29.2%	31.6%
⑦ 就職支援プ ログラム事 業（開始件 数）	152,700 件	154,279 件	135,277 件	105,000 件 以上	78,214 件 (4～9月)	78,410 件 (4～9月)	71,183 件 (4～9月)	60,489 件 (4～9月)
⑧ 就職支援プ ログラム事 業（就職率）	75.7%	80.7%	83.4%	80.0%以上	75.7% (4～9月)	81.8% (4～9月)	83.7% (4～9月)	82.9% (4～9月)

⑨ 求職者支援 制度による 職業訓練の 就職率	73.4% (基礎)	80.6% (基礎)	83.2% (基礎)	55.0%以上 (基礎)	—	79.9% (基礎)	82.0% (基礎)	53.2% (基礎) (4~7月)
	75.1% (実践)	79.5% (実践)	84.5% (実践)	60.0%以上 (実践)		76.6% (実践)	82.3% (実践)	55.7% (実践) (4~7月) (※4)

(備考)

※1 就職件数／新規求職者数（雇用契約において雇用期間の定めがない又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているものに限る。）

※2 充足数／新規求人数（雇用契約において雇用期間の定めがない又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているものに限る。）

※3 早期再就職者数（注）／ 受給資格決定件数

（注） 雇用保険の基本手当の支給残日数を所定給付日数の2/3以上残して早期に再就職する者の数（例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日以上残して再就職した場合）。

※4 2014年度実績は、2014年4月以降に開講し、2014年7月末までに終了したコースの訓練修了3か月後の実績である。

就職率については、2014年度からは、目標設定年度に開始した求職者支援訓練の修了者等（基礎コースは、次の訓練受講中の者及び受講が決定した者を除く。）に占める、訓練終了3か月後までに雇用保険適用就職した者の割合（※2013年度までは短期間の就職を含めていた。）

- ・ 基礎コースの就職率＝就職者数÷（修了者数－次訓練受講中・次訓練受講決定者数）
- ・ 実践コースの就職率＝就職者数÷修了者数

(関連する2020年までの目標)

○20～64歳の就業率 80%

2014年度目標設定における考え方

①就職率②求人充足率③正社員求人数⑥雇用保険受給者の早期再就職割合

「平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成26年1月24日閣議決定）における実質GDP等の見通し及び2013年度の実績見込みを踏まえて設定。

④⑤マザーズハローワーク事業（重点支援対象者数、重点支援対象者の就職率）

既存拠点については2013年度の実績見込み、拡充拠点については過去の拡充拠点の実績を考慮して設定。

⑦⑧就職支援プログラム事業（開始者数、就職率）

就職支援ナビゲーターの配置数及び就職支援ナビゲーター支援対象者数等の目安を考慮して設定。

⑨求職者支援制度

就職率については、これまでの実績等をもとにしつつ、2014年度以降はより安定した就職の実現を図るため、短期間の就職を含めた就職率から雇用保険が適用される就職を対象とした就職率に把握方法を変更したことを考慮して設定。

施策実施状況

(2014 年度に実施している主な取組)

①就職率、②求人充足率

- ・ マッチング強化に直結する基本業務の質的向上
- ・ 能動的マッチング、広域マッチングの積極的展開等による求人充足サービスの強化
- ・ 雇用保険受給者、公的訓練受講者等、特にきめ細かい配慮を必要とする求職者に対する就職支援の積極展開
- ・ 求職者ニーズに応じた求人開拓や未充足求人に対するフォローアップの強化

【参考】 2013 年 4 月～10 月 2014 年 4 月～10 月

・ 新規求職者数	:	3,850,521 人	→	3,595,973 人
・ 新規求人数	:	4,941,316 人	→	5,185,275 人
・ 就職件数・充足数	:	1,166,296 人	→	1,113,231 人

③正社員求人数

- ・ ハローワークに求人者支援員を配置し、求人充足を意識し、求職者ニーズを踏まえて、求人の「質」の確保を重視した求人開拓を実施。
- ・ 「正社員実現加速プロジェクト」に基づき、2014 年 9 月以降事業主に対する正社員求人提出の働きかけを強化するなど、正社員求人の拡大に係る取組を実施。

【参考】		2013 年度		2014 年度
・ 求人確保・求人指導援助推進費予算額	:	41.9 億円	→	35.4 億円
・ 求人者支援員数	:	1,255 人	→	1,023 人

④⑤マザーズハローワーク事業（重点支援対象者数、重点支援対象者の就職率）

- ・ 子育てをしながら就職を希望する女性等を対象に、子ども連れで来所しやすい環境を整備し、担当者制によりきめ細かな職業紹介等を実施。

【参考】		2013 年度		2014 年度
・ マザーズハローワーク事業予算額	:	23.8 億円	→	28.0 億円
・ 就職支援ナビゲーター数	:	203 人	→	226 人
・ 事業拠点数を 3 箇所増設	:	177 箇所	→	180 箇所
・ 新規求職者数（※）	:	110,876 人	→	112,842 人

（※）各年度 4 月～9 月の実績

⑥雇用保険受給者の早期再就職割合、⑦⑧就職支援プログラム事業（開始件数、就職率）

- ・ 雇用保険受給資格者の早期再就職を図るために、職務経歴書の書き方や面接の受け方等のセミナーを実施するとともに、早期の再就職の意欲が高い者であって支援の必要性が高い者に対しては、就職支援ナビゲーターが、担当者制により個々のニーズに応じて計画的に一貫した支援（就職支援プログラム）を実施。

【参考】

	2013 年度	2014 年度
・ 就職支援プログラム予算額：	31.9 億円	→ 26.1 億円
・ 就職支援ナビゲーター数：	740 人	→ 592 人

⑨求職者支援制度による職業訓練の就職率

- ・ 雇用保険を受給できない求職者に対して、職業訓練の機会を確保するとともに、一定の要件を満たす場合には訓練期間中の給付金を支給し、訓練開始前から訓練期間中、訓練終了後と一貫してハローワークが早期の就職を支援。
- ・ 2014 年 4 月から 2014 年 12 月末までに開講した訓練コース数は、基礎コース 1,133 コース、実践コース 2,490 コース、受講者数は基礎コース 12,657 人、実践コース 29,821 人。
- ・ 2014 年 4 月から、より安定した就職を実現するため、制度実績を把握する就職の定義を「雇用保険が適用される就職」に見直すとともに、訓練の質の確保や訓練効果の維持・向上を図るため、受講者に対する給付金や訓練実施機関に対する奨励金の支給要件を一部見直した。

2014 年度中間評価段階における施策実施状況に係る分析

①就職率、②求人充足率

個々の求職者の状況等に応じたきめ細かな就職支援に取り組んだほか、ハローワークと訓練機関の連携による就職支援や公的職業訓練の修了者に対する担当者制の就職支援などに取り組んだことにより、就職率は前年度同期を上回っているが、2014 年度目標を達成するための水準からは下回って推移している。

また、例年年度末にかけて、新規求職者数が増加することなどから、一層求職者の状況等に応じたきめ細かな就職支援に取り組む必要がある。

一方、求人充足率は、当初見込みを上回る新規求人数があったこと等により、前年度同期及び 2014 年度目標を下回る実績となっていることから、求職者のニーズに応じた求人の確保や求人充足サービスの強化、未充足求人に対するフォローアップなどの更なる徹底に取り組む必要がある。

③正社員求人数

求人開拓の重点を正社員求人に置く取組を進めていることに加え、正社員実現加速プロジェクトにおいて正社員求人の積極的な確保に努めていることから、概ね目標どおりの実績を上げており、また、目標を達成した前年度の同期と同程度の進捗度合いであることから、この水準で推移すれば目標の水準に達することが期待できる。

④⑤マザーズハローワーク事業（重点支援対象者数、重点支援対象者の就職率）

担当者制による支援を受けた重点対象者数は目標の水準に向けて順調に推移しており、目標を達成した前年度の同期と同程度の進捗度合いであることから、この水準で推移すれば目標の水準に達することが期待できる。就職率は現時点で目標に近い水準で推移している。就職率が目標を達成するよう、これまで以上に積極的かつ、きめ細かい就職支援に取り組む必要がある。

⑥雇用保険受給者の早期再就職割合、⑦⑧就職支援プログラム事業（開始件数、就職率）

雇用保険受給者の早期再就職割合については、就職支援プログラムを始めとした雇用保険受給者に対するきめ細かな就職支援等に取り組んだ結果、早期再就職が促進されたため、目標を超える水準の実績を上げている。

また、就職支援プログラム事業の開始件数については、目標の水準に向けて順調に推移しており、目標を達成した前年度の同期の進捗度合いを上回っていることから、この水準で推移すれば目標の水準に達することが期待できる。就職率は、就職支援ナビゲーターによるきめ細かな支援により、2014年9月時点で2014年度の目標を上回る実績となっている。

⑨求職者支援制度による職業訓練の就職率

2014年度から、より安定した就職を実現するため就職の定義を「雇用保険が適用される就職」に見直したところ。2014年4月以降に開講し、2014年7月末までに修了した訓練コースの修了3か月後の実績は、基礎コース・実践コースともに目標をやや下回っているものの、年度当初に開講した一部コースの値であり、就職支援をより一層強化することで、目標の水準に達することが期待できる。

施策の達成状況を踏まえた評価及び今後の方針

①②③④⑤⑥⑦⑧について

今後も目標を達成するために、引き続きハローワークにおいて、求職者へのきめ細かな就職支援を行うとともに、求人充足を図るための積極的・能動的マッチングの推進など求人者サービスの充実に取り組む必要がある。

⑨について

就職率の目標を達成するために、指定来所日の更なる活用、担当者制による集中的な支援、訓練実施機関の就職支援に関するノウハウ向上のための支援を行うなど、就職支援をより一層強化していく。

分科会委員の意見

2. 失業なき労働移動の推進

項目	2011年度 実績	2012年度 実績	2013年度 実績	2014年度 目標	2011年度 実績 (4~10月)	2012年度 実績 (4~10月)	2013年度 実績 (4~10月)	2014年度 実績 (4~10月)
① 労働移動 支援助成 金（再就 職支援奨 励金）に よる再就 職者に係 る早期再 就職割合 （※1）	53%	61%	61%	65%以 上	58%	64%	56%	— （※2）
② 産業雇用 安定セン ターによ る出向・ 移籍の成 立率	61%	57%	66%	60%以 上	65%	62%	65%	61%

（備考）

※1 45歳以上で3か月以内に再就職した者 / 45歳以上で5か月以内に再就職した者

（注）労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）は、2014年3月より制度改正され、45歳以上については従来離職後5か月以内に再就職した者だった支給対象を離職後9か月以内に再就職した者とする事となったが、従来の目標指標との継続性を確保する観点から、2013年以前の目標と合わせた設定としている。

※2 2014年3月の制度改正により、45歳以上については、従来離職後5か月以降に行われていた支給申請が離職後9か月以降となったため、10月時点ではまだ評価をすることができない。

（関連する2020年までの目標）

- 失業期間6か月以上の者の数 2割減少
- 転職入職率（パートタイムを除く一般労働者） 9%

（参考：進捗状況）

- ・ 失業期間6か月以上の者の数
2013年：142万人、2014年7～9月：116万人（対前年同期差32万人減）

- ・ 転職入職率（パートタイムを除く一般労働者）
2013 年：8.7%、2014 年上半期：5.2%（前年同期差 0.6 ポイント増）
- ・ 入職率（パートタイムを除く一般労働者）
2013 年：12.6%、2014 年上半期：8.5%（前年同期差 1.0 ポイント増）
- ・ 転職入職者の賃金変動（一般労働者→一般労働者）
2013 年：▲4.0 ポイント（増加－減少）、
2014 年上半期 0.5 ポイント（増加－減少）（前年同期差 3.8 ポイント増）

2014 年度目標設定における考え方

- ① 労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）による再就職者に係る早期再就職割合について
2014 年 3 月より労働移動支援助成金の拡充を行っており、再就職支援奨励金については、訓練・グループワークを実施した場合にも上乗せして助成することとしたことや、新たに創設した労働者を受け入れる企業が訓練を行う場合の助成措置（受入れ人材育成支援奨励金）との相乗効果により、今年度実績は、昨年度実績を上回るものと考えられ、目標を 65%以上と設定。
なお、2014 年 3 月より労働移動支援助成金は拡充を行っているため、現行制度での指標については、今後の支給状況を踏まえ検討していく。
- ② 産業雇用安定センターによる出向・移籍の成立率
実績は、雇用情勢や、出向・移籍が困難な異業種間移動が多いかどうかなどにより変動し得るため、2014 年度の具体的な目標値は過去 3 年間の平均成立率を踏まえ、60%以上と設定。

施策実施状況

((2014 年度に実施している主な取組))

- ① 労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）の対象となった者のうち早期再就職を果たした者の割合
 - ・ 予算額：約 5.7 億円（うち補正予算額 3.8 億円）（2013 年度）→約 85.2 億円（2014 年度）
 - ・ 2014 年 3 月より、助成率・対象事業主の拡大、支給時期の 2 段階化、訓練・グループワークを実施した場合の上乗せ等、再就職支援奨励金の抜本的拡充を行うとともに、制度の説明会の開催等、制度周知を行った。
- ② 産業雇用安定センターによる出向・移籍の成立率
 - ・ 出向・移籍により失業を経ずして円滑に産業間・企業間移動ができるよう、人材の受け入れ、送り出し情報の収集・提供を行い、出向・移籍のあっせんを実施
 - ・ 人材の受け入れ情報の収集等や対象労働者に対してアドバイスやカウンセリングを行う出向等支援協力員の配置数 294 人（2013 年度）→324 人（2014 年度）
 - ・ 人材の受け入れ情報の収集等のため、企業へ訪問した件数 63,523 件（2013 年 4 月～10 月）→ 75,876 件（2014 年 4 月～10 月）
 - ・ キャリア・コンサルティング機能を強化することにより、個々の労働者の出向・移籍に当たっての課題把握、支援メニューの策定、必要に応じて各種講習・訓練を実施

2014 年度中間評価段階における施策実施状況に係る分析

① 労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）の対象となった者のうち早期再就職を果たした者の割合

2014 年 3 月に拡充した当該助成金は、45 歳以上については、離職後 9 か月以内の再就職が支給対象となり、この期間を経た後に支給申請を行うこととなるため、10 月時点ではまだ評価を行うことが出来ない。

② 産業雇用安定センターによる出向・移籍の成立率

人材情報の収集等に積極的に取り組むとともに、出向等支援協力員によるアドバイスやカウンセリング、個々の労働者に応じて必要な各種訓練・講習等を実施する等、きめ細かな支援を行ったことなどから出向・移籍の成立は、2014 年度の目標（60%）を上回っている。

施策の達成状況を踏まえた評価及び今後の方針

① 労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）の対象となった者のうち早期再就職を果たした者の割合

引き続き、労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）の活用促進を図るとともに、対象者の早期再就職実現に努める。

また、「日本再興戦略」改訂 2014 においても、「失業なき労働移動の実現」が求められており、引き続きさらなる早期再就職実現に努める。

② 産業雇用安定センターによる出向・移籍の成立率

出向・移籍の成立率については、2014 年 10 月時点で 2014 年度の目標を上回っており、目標を達成するために引き続き出向等支援協力員によるきめ細かなアドバイスやカウンセリング等の実施、人材の受け入れ情報の収集等に積極的に取り組む。

また、「日本再興戦略」改訂 2014 において、「失業なき労働移動の実現」が求められており、引き続きより一層スムーズな出向・移籍を目指す。

分科会委員の意見

3. 若者の就労促進

項目	2011年度 実績	2012年度 実績	2013年度 実績	2014年度 目標	2011年度 実績 (4～10月)	2012年度 実績 (4～10月)	2013年度 実績 (4～10月)	2014年度 実績 (4～10月)
① ハローワークの職業紹介により正規雇用に関結したフリーター等の数	250,362人	301,909人	301,411人	302,000人	121,225人 (4～9月)	153,340人 (4～9月)	153,221人 (4～9月)	158,841人 (4～9月)
② 学卒ジョブサポーターによる支援（正社員就職者数）	163,133人	193,562人	合計 200,396人 うち大卒等 138,967人 を目安 うち高卒等 61,419人を 目安	合計 183,000人 うち大卒等 130,000人 を目安 うち高卒等 53,000人を 目安	76,721人	101,871人	合計 105,655人 うち大卒等 73,796人 うち高卒等 31,859人	合計 108,568人 うち大卒等 76,673人 うち高卒等 31,895人
③ 新卒応援ハローワーク（正社員就職者数）	75,041人	94,173人	99,942人	98,000人	34,512人	49,118人	53,068人	58,354人

（関連する2020年までの目標）

○20～34歳の就業率 78%

○若者フリーター 124万人

2014年度目標設定における考え方

①ハローワークの職業紹介により正規雇用に関わったフリーター等の数

目標設定時の直近の実績を踏まえ、2013年度の実績見込みを推計し、支援対象者数、わかものハローワークの増設等を勘案し設定。

②学卒ジョブサポーターによる支援（正社員就職者数）

目標設定時の直近の実績を踏まえ、2013年度の実績見込みを推計し、2014年度の支援対象者の動向等を勘案し設定。

③新卒応援ハローワーク（正社員就職者数）

目標設定時の直近の実績を踏まえ、2013年度の実績見込みを推計し、2014年度の支援対象者の動向等を勘案し設定。

施策実施状況

（2014年度に実施している主な取組）

①ハローワークの職業紹介により正規雇用に関わったフリーター等の数

【フリーター等支援拠点の設置】

全国のハローワークにおいて、フリーター等に対し担当者制による個別支援等を実施。また、支援拠点として設置された「わかものハローワーク」等（計 238 か所）を通じて、正規雇用化に向けた支援を実施。

②学卒ジョブサポーターによる支援（正社員就職者数）

【学卒ジョブサポーターによる支援】

全国の新卒応援ハローワーク・ハローワークにおいて、学卒ジョブサポーターによるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。

③新卒応援ハローワーク（正社員就職者数）

【新卒応援ハローワークによる支援】

就職活動中の学生・既卒者が利用しやすい専門のハローワークとして全都道府県に、設置された新卒応援ハローワークなどで、大学、高校等との連携を密にして、一人一人の特性に応じた個別支援を実施。

2014年度中間評価段階における施策実施状況に係る分析

①ハローワークの職業紹介により正規雇用に関わったフリーター等の数

2014年9月末現在で約 15.9 万人、目標まで約 14.3 万人である。

進捗率は 52.6%で、目標を達成した前年度の同期の進捗度合いを上回っており、順調に推移している。

②学卒ジョブサポーターによる支援

2014 年 10 月末現在で正社員就職者数は約 10.9 万人（大卒等 7.7 万人、高卒等 3.2 万人）、進捗率 59.3%であり、目標を達成した前年度の同期と同程度の進捗度合いである。

正社員就職者数については、年度前半において 2014 年春の未就職卒業者に対する集中的支援を行うとともに、卒業年次の学生に対しても、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施したことにより、順調に推移している。

③新卒応援ハローワーク

2014 年 10 月末現在で正社員就職者数は約 5.8 万人、進捗率 59.5%であり、目標を達成した前年度の同期と同程度の進捗度合いである。

正社員就職者数については、年度前半において 2014 年春の未就職卒業者に対する集中的支援を行うとともに、卒業年次の学生に対しても、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、順調に推移している。

施策の達成状況を踏まえた評価及び今後の方針

【フリーター等に対する支援】①

今後、わかものハローワーク等の支援拠点において、個別支援を徹底するとともに、トライアル雇用等を活用し、フリーター等の正規雇用化の着実な実施に取り組む。

【未内定就活生への集中支援】②③

学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職者数は目標まで約 7.4 万人である。新卒応援ハローワークでの正社員就職者数は目標まで約 4.0 万人である。

今後、各施策の実績の進捗状況を注視しながら、引き続き現行の施策の推進に取り組む必要がある。このため、関係省庁とも連携し未内定者の就職に向け、

- ・ジョブサポーター等による個別支援の徹底
 - ・中小・中堅企業を中心とした就職面接会の開催
 - ・未内定の学生・生徒の保護者への支援内容の周知
 - ・新卒応援ハローワーク等による支援の積極的な周知
- 等に取り組むこととしている。

分科会委員の意見

4. 高齢者の就労促進

項目	2011年度 実績	2012年度 実績	2013年度 実績	2014年度 目標	2011年度 実績 (4～10月)	2012年度 実績 (4～10月)	2013年度 実績 (4～10月)	2014年度 実績 (4～10月)
① 高齢者 総合相談 窓口での チーム支 援による 就職率 (※1)	— (※2)	— (※2)	50.9%	51.0%	— (※2)	— (※2)	44.8%	62.7% (※3)
② シルバー 人材セン ターにお ける契約 受注件数	3,487,709 件	3,543,941 件	3,600,721 件	前年度契 約件数実 績以上	2,102,950 件 (4～9月) (※4)	2,155,696 件 (4～9月) (※4)	2,183,956 件 (4～9月) (※4)	2,268,292 件 (4～9月) (※4)

(備考)

※1 就職件数／新規支援対象者数

※2 2013年度新規事業であることから目標及び実績は存在しない。

※3 2013年度については担当者制による就職率を指標としていたが、2014年度ではチーム支援による就職率を指標としていることから、単純比較できない。

※4 4～10月分実績の欄について、実績報告が半期毎となっており、当該期間における実績の算出が困難であることから、4～9月までの実績を記載。

(関連する2020年までの目標)

○60～64歳の就業率 65%

2014年度目標設定における考え方

① 高齢者総合相談窓口でのチーム支援による就職率

2014年度においては、チーム支援に重点を置くこととし、事業の実施方法を見直したところであり、2014年度の目標については、2013年度実績(50.9%)を上回る就職率を目標として設定。

② シルバー人材センターにおける契約受注件数

近年減少傾向にある契約受注件数について、2013年度よりシルバー人材センター事業の基盤拡大を図る事業を実施していることを踏まえ、前年度以上の契約受注件数を確保することとして設定。

施策実施状況

(2014 年度に実施している主な取組)

① 高年齢者総合相談窓口でのチーム支援による就職率

全国の主要なハローワークに高年齢者総合相談窓口を開設し、高齢求職者等に対して支援チームによる職業相談・職業紹介や職業生活の再設計に係る就労支援等を総合的に実施している。

② シルバー人材センターにおける契約受注件数

シルバー人材センター事業基盤拡大事業の実施により、就業機会を拡大する取組を強化している。

2014 年度中間評価段階における施策実施状況に係る分析

① 高年齢者総合相談窓口でのチーム支援による就職率

高年齢者総合相談窓口において、支援チームによる職業生活の再設計に係る就労支援を実施するなど支援対象者のニーズに応じたきめ細かな就労支援に積極的に取り組んだ結果、現在のところ目標を上回っている。

② シルバー人材センターにおける契約受注件数

シルバー人材センター事業基盤拡大事業において、就業先の開拓等を積極的に行ったことにより、目標を達成した前年度同期を上回る契約受注件数を確保できている。

施策の達成状況を踏まえた評価及び今後の方針

① 高年齢者総合相談窓口でのチーム支援による就職率

目標達成に向けて順調に推移していることから、目標を達成することが見込まれる。今後も引き続き就労支援に積極的に取り組む。

② シルバー人材センターにおける契約受注件数

前年同期の進捗度合いを上回っており、例年の年度後半実績の推移を考慮すると、2014 年度については目標を達成することが見込まれるため、引き続き、シルバー人材センターにおける積極的な就業開拓を推進し、高年齢者の多様なニーズに対応した就業機会の確保・提供を実施していくこととしている。

分科会委員の意見

2014 年度 障害者雇用分科会における年度目標の中間評価について（案）

2014 年度の目標として障害者雇用分科会において設定した年度目標について、当該分科会が実施した中間的な自己評価の結果は、概ね以下のとおりである。

※ 中間評価は 2014 年 12 月時点で把握できる直近の各種指標（概ね 2014 年 4 月～10 月頃の数値）に基づいて行った。

（障害者雇用分科会において設定された年度目標の動向）

○ ハローワークにおける障害者の就職件数について

〔2014 年度目標〕 前年度（77,883 件）以上

〔4 月～10 月実績〕 52,004 件（前年同期実績 46,970 件）

障害者の就職件数は、企業における障害者雇用への理解が進んでいること、就職を希望している障害者が増加していること、各種雇用支援策の充実を図っていることにより前年同期を上回る実績となっており、2014 年度の目標水準を上回ることが期待できる。

引き続き、ハローワークが中心となり福祉、教育、医療等の関係機関と連携し、求職者の障害特性に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施していく。

○ 障害者の雇用率達成企業割合について

障害者の雇用率達成企業割合については、2015 年 6.1 報告の結果が出た時点で改めて評価を行う。

2013 年度の目標においては、少なくとも例年の伸びと同程度以上の伸びは堅持することとし、前年度実績と比較して 1.5%pt 以上の上昇と設定し、中小企業に重点を置いた雇用率達成指導や就職面接会等の取組を実施した。このことにより、2014 年 6.1 報告で雇用率達成企業の割合は 44.7%（前年から 2.0%pt 増）であり、2013 年度目標（1.5%pt 以上の増）を達成したことに加え、雇用障害者数は 11 年連続で過去最高を更新するなど、民間企業における障害者雇用は着実に進展している。

今後も、企業からの求人の充足を的確に行うとともに、事業所に対する厳正な雇用率達成指導を実施していく。

○ 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合について

〔2014 年度目標〕 前年度（69.3%）以上

〔4 月～9 月実績〕 67.3%（前年同期実績 69.5%）

平成 26 年度上半期の就職に向けた次の段階へ移行した者の割合は、より就

職に困難な課題を抱える対象者の増加に十分対応出来ず、67.3%と前年同期の実績を下回った。このため、労働局に対して目標及びその進捗を意識した業務実施を改めて指示するとともに、精神障害者雇用トータルサポーター間の支援ノウハウの共有を図る経験交流会の開催などの質の向上を図る取組を行った結果、第3四半期までの実績は68.5%と改善がみられた。

引き続き、目標達成に向けて、精神障害者雇用トータルサポーターの質の向上を図りつつ、精神障害者の求職者に対するカウンセリングや就労準備プログラム、事業主への意識啓発等の総合的な支援を実施していく。

障害者就労促進

関連する 2020 年までの目標

○障害者の実雇用率 2.0%

項目	2012年度 実績	2013年度 実績	2014年度 目標	2012年度 実績 (4~10月)	2013年度 実績 (4~10月)	2014年度 実績 (4~10月)
①ハローワークにおける障害者の就職件数	68,321 件	77,883 件	前年度 以上	40,085 件	46,970 件	52,004 件
②障害者の雇用率達成企業割合※1	42.7%	44.7%	前年度実績と比較して 1.5%pt 以上上昇	—	—	—
③精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階（※2）へ移行した者の割合	61.7%	69.3%	前年度 以上	54.5% (4~9月)	69.5% (4~9月)	67.3% (4~9月)

(備考)

※1 【厚生労働省「障害者雇用状況報告」】50人以上規模の企業において法定雇用率を達成（注）している企業の割合

（注）法定雇用障害者数に不足数がないこと。

※2 就職（トライアル雇用、精神障害者等ステップアップ雇用含む）、職業紹介、職場実習、職業訓練・職場適応訓練へのあっせん、面接訓練

2014 年度目標設定における考え方

- ① ハローワークにおける障害者の就職件数
2013 年度の実績見込みを踏まえて設定。
- ② 障害者の雇用率達成企業割合
雇用率達成企業の割合は、例年 1.2%pt 程度で伸びている。このため、少なくとも例年の伸びと同程度以上の伸びは堅持することとし、2015 年 6.1 報告において「2014 年 6.1 報告と比較して 1.5%pt 以上上昇すること」を目標として設定。
- ③ 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合
2013 年度実績が年度目標（60%以上）を大幅に上回ったことから、少なくとも前年度実績値を上回ること为目标値として設定。

施策実施状況

- ① ハローワークにおける障害者の就職件数
2014 年 4 月から 10 月までの就職件数は、52,004 件（前年同期比 10.7%増）
【障害種別ごとの就職件数】
身体障害者：17,555 件（前年同期比 1.0%増）
知的障害者：11,620 件（前年同期比 8.1%増）
精神障害者：20,921 件（前年同期比 20.3%増）
その他障害者：1,908 件（前年同期比 31.2%増）
- ② 2014 年 6 月 1 日現在の障害者雇用状況
・民間企業の実雇用率：1.82%（対前年差 0.6 ポイント上昇）
・民間企業における雇用障害者数 43 万 1 千人（対前年比 5.4%増）
【障害種別ごとの雇用障害者数】
身体障害者：31 万 3 千人（前年比 3.1%増）
知的障害者：9 万人（前年比 8.8%増）
精神障害者：2 万 8 千人（前年比 24.7%増）
・雇用率達成企業割合：44.7%（対前年差 2.0%pt 増）
- ③ 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合
67.3%（2014 年 4 月～9 月）

2014 年度中間評価段階における施策実施状況に係る分析

- ① ハローワークにおける障害者の就職件数

2014年4月から10月までの就職件数は、52,004件（前年同期比10.7%増）となっており、目標（77,883件）の達成に向けて好調に推移している。このトレンドを維持すれば、目標を確実に達成することが見込まれる。特に、精神障害者の就職件数（20,921件）が前年同期比20.3%増と大きく伸びており、就職件数が好調に推移している要因の一つである。

なお、2014年4月から10月までの就職率についても47.9%と前年同期から2.2ポイント上昇している。

② 2014年6月1日現在の障害者雇用状況

2014年6月1日現在の雇用率達成企業の割合は44.7%（前年から2.0%pt増）であり、2013年度目標（前年から1.5%pt以上の増）を達成しており、雇用障害者数は11年連続で過去最高を更新するなど、民間企業における障害者雇用は着実に進展している。

③ 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合

2014年9月時点において、精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合は67.3%であり、目標（前年度（69.3%）以上）を下回った。この要因として、より就職に困難な課題を抱える対象者の増加に十分対応しきれなかったことが考えられる。

施策の達成状況を踏まえた評価及び今後の方針

① ハローワークにおける障害者の就職件数

就職件数は、企業における障害者雇用への理解が進んでいること、就職を希望している障害者が増加していること、各種雇用支援策の充実を図っていることにより前年同期実績を上回っており、目標達成に向けて順調に推移している。このことから、引き続き、ハローワークが中心となり、福祉、教育、医療等の関係機関と連携し、求職者の障害特性に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施することで、目標を達成することが可能であると考え。特に、増加を続ける精神障害者等の求職者については、精神障害者雇用トータルサポーター等による専門的な支援により、一層の雇用促進を図ることとしている。

② 2014年6月1日現在の障害者雇用状況

法定雇用率引き上げ後の2014年6月1日時点において、民間企業における障害者の雇用状況については、雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を

更新しているものの、依然として過半数の企業が未達成の状態である。

このため、企業からの求人の充足に努めるとともに、事業所に対する厳正な雇用率達成指導を引き続き実施する。特に、障害者雇用の取組が低調である中小企業に対しては、中小企業を対象とした就職面接会や集団指導等を積極的に実施するなど、中小企業に重点を置いた取組を実施し、改善を図ることとしている。

③ 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合

2014 年度上半期の就職に向けた次の段階へ移行した者の割合が 67.3%と前年同期の実績を下回ったため、労働局に対して目標及びその進捗を意識した業務実施を改めて指示するとともに、精神障害者雇用トータルサポーター間の支援ノウハウの共有を図る経験交流会の開催などの質の向上を図る取組を行った結果、第3四半期までの実績は 68.5%と改善がみられた。

引き続き目標達成に向けて、精神障害者雇用トータルサポーターの更なる質の向上を図りつつ、精神障害者の求職者に対するカウンセリングや就労準備プログラム、事業主への意識啓発等の総合的な支援を実施する。

分科会委員の意見

